第四章　期日前投票及び不在者投票

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）

第二十四条　法第六十条第一項第一号（法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。）の規定によって期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）

第二十五条　法第六十条第一項第四号（法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。）の規定によって期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）別表第一に掲げる地域とする。

（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式）

第二十六条　令第六十一条又は第六十六条の規定による宣誓書は、別記第二十四号様式に準じて作成しなければならない。

（国立保養所）

第二十七条　令第六十一条第一項に規定する厚生労働省組織令（平成第十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

（令第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第二十八条　令第六十四条第四項及び第六十五条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による請求書の様式は、別記第二十五号様式に準じて作成しなければならない。

（船員の不在者投票用紙等を交付する市町村）

第二十九条　令第六十五条第一項の規定によって船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、公職選挙法施行規則別表第二に掲げる市町村とする。

（投票用封筒への記載）

第三十条　市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十七条第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外投票人名簿に登録されている投票人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載しなければならない。

（投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式）

第三十一条　令第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による投票用封筒並びに第六十七条第二項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、それぞれ別記第二十六号から第二十八号までの様式に準じて調製しなければならない。

（国民投票郵便等投票証明書の交付申請書の様式等）

第三十二条　令第七十四条第一項の規定による国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第二十九号様式に準じて作成しなければならない。

2　令第七十四条第一項の規定による申請を令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合の国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。

3　令第七十四条第四項の規定による国民投票郵便等投票証明書は、別記第三十一号様式に準じて調製しなければならない。

4　公職選挙法施行令第五十九条の二第三号に規定する者の国民投票郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日前四日に当たる日又は同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日のいずれか早い日までの期間とする。

（法第六十一条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）

第三十三条　令第七十五条第二項の規定による申請書は、別記第三十二号様式に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出書の様式等）

第三十四条　令第七十六条第一項の規定による届出書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。

2　令第七十六条第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。

3　代理記載人（法第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をする者又は公職選挙法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者をいう。以下この項において同じ。）となるべき者として国民投票郵便等投票証明書又は公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た投票人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第三十五条　令第七十七条第一項の規定による請求書は、別記第三十五号様式に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

第三十六条　令第七十七条第三項の規定による投票用封筒は、別記第三十六号様式に準じて調製しなければならない。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第三十七条　令第八十一条第四項の規定による請求書は、別記第三十七号様式に準じて作成しなければならない。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第三十八条　令第八十一条第六項の規定による投票用封筒は、別記第三十八号様式に準じて調製しなければならない。

（指定船舶）

第三十九条　法第六十一条第七項に規定する総務省令で定める船舶は、公職選挙法施行規則第十七条の二に掲げるものとする。

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

第四十条　令第八十二条第二項（令第八十三条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成しなければならない。

2　前項の請求書には、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第六項の許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六条第一項の許可証の写しを添えなければならない。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の二第六号に定める船舶にあっては、この限りでない。

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）

第四十一条　令第八十二条第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十号様式及び第四十一号様式に準じて調製しなければならない。

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第四十二条　令第八十二条第四項（令第八十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第四十二号様式及び第四十三号様式に準じて調製しなければならない。

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第四十三条　令第八十二条第八項（令第八十三条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第四十四号様式に準じて調製しなければならない。